

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和 3 年 1 0 月 2 0 日
発信課	市民生活課 消費生活センター
担当者	佐々木 文雄
連絡先	電 話 2 5 - 9 7 4 7
	F A X 2 6 - 2 5 4 5
	E-mail syo510@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 <u>会議・説明会</u> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	1 1 月 6 日 (土) ~ 1 1 月 6 日 (土)
発表項目 (行事名)	「水道料金及び下水道使用料の改定に伴う市民の意見を聴く会」 の開催について。
概 要 (趣 旨 ・ 日 時 ・ 場 所 ・ 内 容 等 を 記入すること。)	水道料金及び下水道使用料の改定に当たり市民の意見が反映されるよう、旭川市民の消費生活を守り高める条例第 9 条第 2 項に基づき「水道料金及び下水道使用料の改定に伴う市民の意見を聴く会」を開催します。 日時 令和 3 年 1 1 月 6 日 (土) 午後 6 時 会場 旭川市 7 条通 9 丁目 旭川市民文化会館 大会議室 申込締切 令和 3 年 1 1 月 2 日 (火) 午後 5 時 1 5 分 申込先 旭川市 1 条通 8 丁目 フィール旭川 7 階 旭川市消費生活センター
添付資料	<u>有</u> ・ 無 依頼文・旭川市水道局からの通知文(写)・関係例規等抜粋 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

令和3年10月20日

各報道機関 様

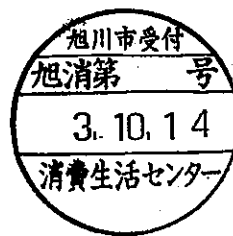
旭川市消費生活センター
(内線 80-2651)

「水道料金及び下水道使用料の改定に伴う市民の意見を聴く会」の開催について

水道料金及び下水道使用料の改定について、令和3年10月14日付けで旭川市水道局から旭川市民の消費生活を守り高める条例第9条第1項に基づく通知を受けました。

これに伴い、水道料金及び下水道使用料の改定に当たり市民の意見が反映されるよう、同条例第9条第2項に基づき「水道料金及び下水道使用料の改定に伴う市民の意見を聴く会」を開催します。つきましては、広く市民に周知いたしたく報道くださいますようお願いいたします。

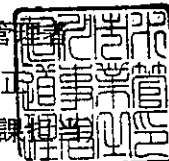
- | | |
|------------|---|
| 1 日 時 | 令和3年11月6日(土) 午後6時 |
| 2 会 場 | 旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館 大会議室 |
| 3 申込方法 | 意見を述べようとする方は、来庁若しくは電話により、又は次の事項を記載した書類を郵送、FAX若しくは電子メールにより提出し、お申し込みください。
受付は、土曜日及び日曜日を除く、午前8時45分から午後5時15分までです(FAX及び電子メールは常時受付)。
(1) 住 所
(2) 氏 名
(3) 電話番号 |
| 4 申込締切 | 令和3年11月2日(火) 午後5時15分 |
| 5 申 込 先 | 旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階
旭川市消費生活センター
電 話 25-9747
FAX 26-2545
電子メールアドレス syo510@city.asahikawa.hokkaido.jp |
| 6 定 員 | (1) 意見を述べようとする方の人数の制限はしません。
(2) 傍聴を希望される方は、事前に申し込む必要はありませんが、多数の場合は、会場の都合により傍聴できない場合があります。 |
| 7 意見を述べる時間 | 意見を述べる時間は、1人3分以内とさせていただきます。 |
| 8 添付資料 | ・旭川市水道局からの通知文(写)
・関係例規等抜粋 |
| 9 その他 | 本会は、広く市民の皆様の意見を聴く場ですので、質問又は討論にわたる発言は御遠慮願います。 |



旭水総 第249号
令和3年10月14日

旭川市長 今津 寛介

旭川市水道事業管理者
木口 信正
(上下水道部総務課)



水道料金及び下水道使用料の改定について（通知）

水道料金及び下水道使用料を改定しますので、旭川市民の消費生活を守り高める条例第9条第1項及び旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 水道料金・下水道使用料の改定案

別紙のとおり

水道料金・下水道使用料の改定案（概要版）

水道料金・下水道使用料の見直しについて

水道・下水道事業は、人口減少などにより、収益が減少しておりますが、老朽化した管や施設を計画的に更新するための費用が必要となっています。

これまで人員削減等による経費節減に取り組み、水道料金は平成4年度、下水道使用料は平成13年度以降消費税に関わるものを除き、改定しませんでした。水道事業は、事業運営に必要な年度末資金が令和4年度に不足し、それ以降不足額が年々増加していく見込みです。このため、水道料金を値上げし、令和4年4月に施行します。（6月検針分から適用）

下水道事業は、事業運営に必要な年度末資金が令和4年度に不足しますが、企業債の返済額が減少するために、令和10年度には、資金不足が解消すると見込んでいます。このため、下水道使用料は値上げのための見直しをしません。

水道料金の平均改定率

改定率を抑え、資産の維持管理に必要な最低限の資金を確保するため、平均改定率を14.90%とします。

水道料金の現行制度の課題と見直し方針

①基本水量制を廃止します。

単身世帯の増加や節水機器の普及により1世帯当たりの使用水量が減少しています。現行制度では8㎡までの使用が定額であり、少量使用者に不公平が生じていることから見直します。（※下水道使用料の基本水量制も廃止します）

②メーター価格差を基本料金に反映させます。

メーターに係る費用は、メーターの大小により差があり、現行制度では、その費用の差を基本料金に反映させていないため、不公平が生じていることから見直します。

③逓増制を緩和します。

現行制度は、使用水量区分ごとに1㎡当たりの料金が高くなる逓増制となっています。水需要の増加時期に、施設整備の費用を大口需要者に求めるために導入しましたが、現在、施設の維持管理が主となっていることから見直します。

水道料金表の現行と改定案の比較（1か月・税抜き）

用途	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)	口径 (mm)	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)
家事用	(8㎡まで定額) 1,020円	家事用	1～8㎡ — 9㎡～ 143円	13～50	860円	家事用	1～8㎡ 41円 9㎡～ 166円
家事用以外	(8㎡まで定額) 1,020円	家事用以外	1～8㎡ — 9～20㎡ 143円 21～50㎡ 179円 51～200㎡ 215円 201㎡～ 226円	75～100	1,320円	家事用以外	1～8㎡ 41円 9～20㎡ 166円 21～50㎡ 204円 51～200㎡ 245円 201㎡～ 257円
臨時用	(30㎡まで定額) 6,300円	臨時用	1～10㎡ — 11㎡～ 630円	150	2,700円		
				200	3,270円		
				250	6,340円		
				臨時用	口径別基本料金 に4,000円を加算		

下水道使用料表の現行と改定案の比較（1か月・税抜き）

用途	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)	用途	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)
家事用	(8㎡まで定額) 1,096円	家事用	1～8㎡ — 9㎡～ 156円	家事用	1,026円	家事用	1～8㎡ 10円 9㎡～ 156円
家事用以外	(8㎡まで定額) 1,096円	家事用以外	1～8㎡ — 9～20㎡ 156円 21～50㎡ 183円 51～200㎡ 251円 201㎡～ 275円	家事用以外	1,026円	家事用以外	1～8㎡ 10円 9～20㎡ 156円 21～50㎡ 183円 51～200㎡ 251円 201㎡～ 275円

改定の影響額（1か月・税抜き）

家事用	使用水量	現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	現行料金	改定後	差額
0㎡	基本料金	1,020円	860円	▲160円	▲15.69%	1,096円	1,026円	▲70円	2,116円	1,886円	▲230円
6㎡	高齢者1人世帯	1,020円	1,106円	+86円	+8.43%	1,096円	1,086円	▲10円	2,116円	2,192円	+76円
8㎡	現行基本水量	1,020円	1,188円	+168円	+16.47%	1,096円	1,106円	+10円	2,116円	2,294円	+178円
12㎡	2人世帯	1,592円	1,852円	+260円	+16.33%	1,720円	1,730円	+10円	3,312円	3,582円	+270円
20㎡	4人世帯	2,736円	3,180円	+444円	+16.23%	2,968円	2,978円	+10円	5,704円	6,158円	+454円

家事用以外	使用水量	現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	現行料金	改定後	差額
200㎡	口径20mm	40,356円	46,050円	+5,694円	+14.11%	46,108円	46,118円	+10円	86,464円	92,168円	+5,704円
1,000㎡	口径50mm	221,156円	251,650円	+30,494円	+13.79%	266,108円	266,118円	+10円	487,264円	517,768円	+30,504円
5,000㎡	口径75mm	1,125,156円	1,280,110円	+154,954円	+13.77%	1,366,108円	1,366,118円	+10円	2,491,264円	2,646,228円	+154,964円

水道料金・下水道使用料の 改定案

令和3年11月 旭川市 水道局

目 次

I	水道料金・下水道使用料の見直しの背景	P1～2
II	水道料金の算定期間・平均改定率	P3
III	水道料金の現行制度の課題と見直し方針	P4
IV	水道料金の現行と改定案の比較（1か月・税抜き）	P5
V	下水道使用料の見直し方針	P6
VI	下水道使用料の現行と改定案の比較（1か月・税抜き）	P6
VII	料金・使用料改定の影響額（1か月・税抜き）	P7
VIII	市民参加の状況（料金・使用料改定分）	P8～9
IX	上下水道事業審議会での審議状況（料金・使用料改定分）	P10
X	今後のスケジュール（予定）	P10

※現行の料金表は税抜きで表示しており、改定案の料金と比較しやすいように資料の料金は税抜きで表記しております。
税込みでの比較は巻末の参考資料をご覧ください。

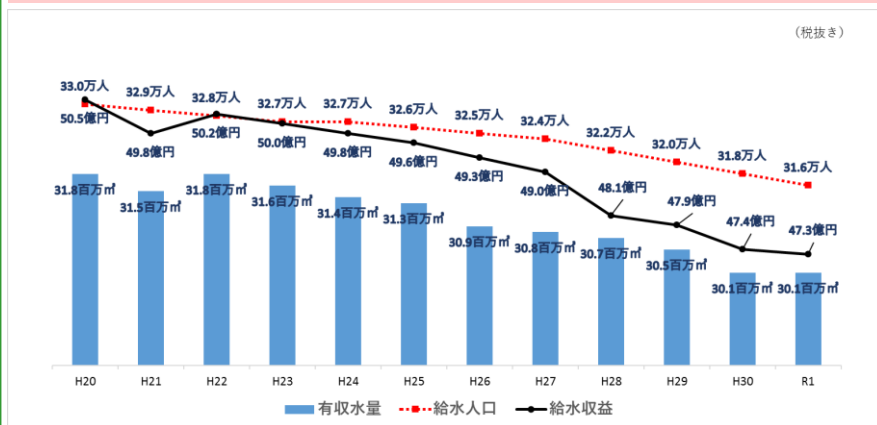
【参考資料】	料金・使用料改定の影響額（1か月・税込み）	P11
--------	-----------------------	-----

I 水道料金・下水道使用料の見直しの背景①

水道事業・下水道事業は、原則、必要な経費を料金収入で賄う独立採算制で運営しています。

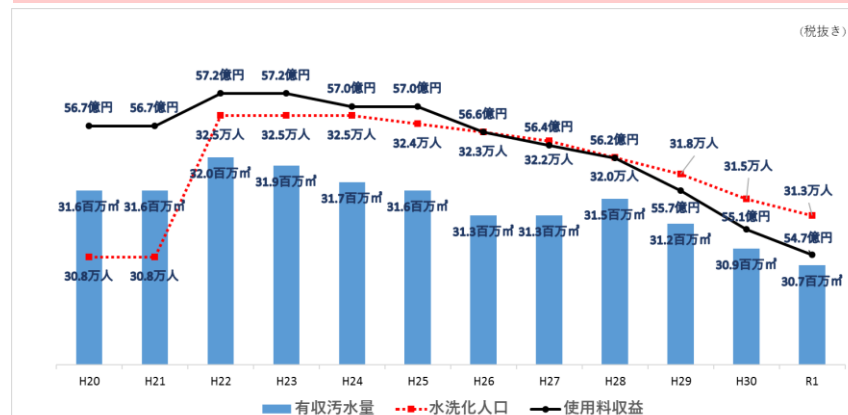
水道料金

有収水量・給水人口・給水収益の推移



下水道使用料

有収汚水量・水洗化人口・使用料収益の推移



※水洗化人口は平成22年度から集計方法を変更しています。

人口減少などにより収益が減少しています

老朽化した配水管や水道施設の更新の増大

【水道】耐用年数40年を超える管が増加

令和元年度 全体の約18%

5年後 全体の約34%まで増加の見込 ※更新を行わなかった場合

老朽化した下水管や下水道施設の更新の増大

【下水道】耐用年数50年を超える管が増加

令和元年度 全体の約2%

5年後 全体の約10%まで増加の見込 ※更新を行わなかった場合

老朽化した管や施設を計画的に更新するための費用が必要です

I 水道料金・下水道使用料の見直しの背景②

これまでの改定の状況（消費税に関わるものを除く）

	水道料金	下水道使用料
平成4年4月	平均改定率 13.92%	平均改定率 25.12%
平成8年4月		平均改定率 19.90%
平成13年4月		平均改定率 10.20%

※平均改定率とは、
現行料金での料金収入に対して、
改定後の料金で算定した場合に、
増減する料金収入の比率です。

30年近く経過

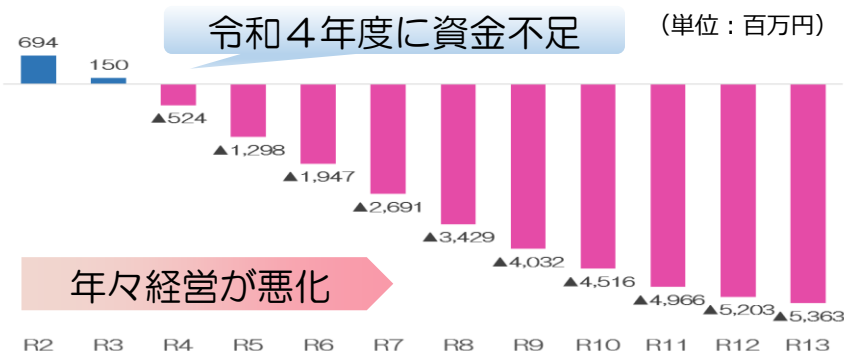
20年経過

人員削減等による経費節減
に取り組んできました。
H4年度314人⇒R2年度170人

水道料金は平成4年度、下水道使用料は平成13年度以降改定なし

長期財政推計 ※水道事業・下水道事業 中期財政計画（令和2～5年度）から抜粋

水道事業の年度末資金残高の見通し



水道料金は値上げのための見直しをします
令和4年度からの資金不足を解消します

下水道事業の年度末資金残高の見通し



下水道使用料は値上げのための見直しをしません
資金不足額を減らすよう経費節減に取り組みます

Ⅱ 水道料金の算定期間・平均改定率

料金算定期間の考え方

算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とすることが妥当とされていますが、改定率を最小に抑えるため、6年間にします。

水道事業の単年度収支の見通し

(単位：百万円)

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
単年度資金収支	▲674	▲774	▲649	▲744	▲738	▲603
算定期間 3年	3年平均 ▲699			—	—	—
算定期間 4年	4年平均 ▲710				—	—
算定期間 5年	5年平均 ▲716					—
算定期間 6年	6年平均 ▲697					

令和4年度から令和9年度までの6年間を料金算定期間とします

総括原価方式による料金の算定

独立採算の原則から、総括原価（必要な原価）と料金収入が等しくなるように料金を設定します。総括原価は財政計画で算出した長期推計の費用に資産維持費を加えて算出します。

※資産維持費とは、施設の計画的な改修・更新などに必要となる費用です。

総括原価の算定

(単位：百万円)

	資産維持率	資産維持費	総括原価	平均改定率	R9 資金残高
財政計画	—	—	—	0%	▲4,032
標準	3.00%	1,658	5,877	27.72%	3,622
改定案	1.93%	1,067	5,286	14.90%	75

資産維持率の考え方

資産維持率を標準の3%とすると、平均改定率が約28%となり、使用者に大きな影響を及ぼすことから、資産維持率を1.93%とし、資産管理に最低限必要な資金を確保します。

平均改定率は約14.90%となります

Ⅲ 水道料金の現行制度の課題と見直し方針

現行制度の課題

①基本水量制

単身世帯の増加や節水機器の普及により1世帯当たりの使用水量が減少しています。令和元年度決算では、家事用の基本水量以内の利用者が約33%となっており、増加傾向です。現行制度では8㎡までの使用が定額であり、少量利用者に不公平が生じています。

②用途別料金体系

メーターに係る費用や一度に使用できる水量に応じた費用は、メーターの大小により差があり、現行制度では、その費用の差を基本料金に反映させていないため、不公平が生じています。

※用途別料金体系とは、用途によって料金を設定する料金体系をいいます。

※口径別料金体系とは、メーターの口径（給水管の太さ）の大小によって料金を設定する料金体系をいいます。

③逦増（ていそう）制

現行制度は、使用水量区分ごとに1㎡当たりの料金が高くなる逦増制となっています。逦増制は、水需要の増加時期に、施設整備の費用を水を多く使用する大口需要者に求めるために導入しており、大口需要者と家事用の利用者に料金の格差が生じています。現在、水需要は減少傾向にあり、施設の維持管理が主となっていることから、逦増制を採用した時代とは状況が変化しています。

見直しの方針

基本水量制を廃止します

- 基本料金は少量利用者に配慮し、現行より引き下げます。
- 経営の安定のため、全体収入の30%程度を確保します。

メーター価格差を基本料金に反映させます

- 口径別・用途別併用の料金体系とします。
- 大幅な改定にならないように基本料金を設定します。

逦増制を緩和します

- 逦増制を緩和するため、家事用以外の21㎡以上の従量料金の改定率を平均改定率以下に抑制します。

Ⅳ 水道料金の現行と改定案の比較（1か月・税抜き）

現行の水道料金表

用途	基本料金	用途	従量料金 (1 m ³ あたりの料金)	
家事用	(8 m ³ まで定額) 1,020円	家事用	1～8m ³	—
			9m ³ ～	143円
家事用 以外	(8 m ³ まで定額) 1,020円	家事用 以外	1～8m ³	—
			9～20m ³	143円
			21～50m ³	179円
			51～200m ³	215円
臨時用	(10m ³ まで定額) 6,300円	臨時用	201m ³ ～	226円
			1～10m ³	—
			11m ³ ～	630円

改定案の水道料金表

口径 (mm)	基本料金	用途	従量料金 (1 m ³ あたりの料金)	
13～50	860円	家事用	1～8m ³	41円
75～100	1,320円		9m ³ ～	166円
150	2,700円	家事用 以外	1～8m ³	41円
200	3,270円		9～20m ³	166円
250	6,340円		21～50m ³	204円
臨時用	口径別基本料金 に4,000円を加算		51～200m ³	245円
			201m ³ ～	257円

※一般家庭で使用されているメーターの口径は主に13mm～25mmです。

①基本水量制の廃止 ②メーターの大小に応じた基本料金 ③逓増制の緩和

- 少量使用者に配慮し、基本料金を現行より引き下げ、口径別の最低単価を860円としています。
(基本料金の収入全体の約29%を確保できる見込みです。)
- 口径13～50mmの基本料金を同一としています。
(家事用で極端な負担増とならないように口径13～20mmのメーター価格を考慮して設定しています。)
- 逓増制を緩和し、家事用以外の21m³以上の従量料金の改定率を平均改定率以下に抑制しています。

●平均改定率

14.90%

●臨時用

臨時用の使用実態は、家事用以外と類似しており、家事用以外との負担の公平化を図るため、従量料金を家事用以外と同一とします。基本料金は、臨時給水に関する管理業務費用として、口径別基本料金に4,000円を加算します。

V 下水道使用料の見直し方針

見直しの方針

下水道使用料は値上げのための見直しをしません、
使用料の体系を見直します

①基本水量制の廃止

全体の収入が変わらないように基本料金と1～8m³までの従量料金を設定します。
大幅な負担の増減を避けるため、基本料金を70円引き下げ、1～8m³までの従量料金を10円とします。

VI 下水道使用料の現行と改定案の比較（1か月・税抜き）

現行の下水道使用料表

用途	基本料金	用途	従量料金 (1 m ³ あたりの料金)	
家事用	(8 m ³ まで定額) 1,096円	家事用	1～8m ³	—
			9m ³ ～	156円
家事用 以外	(8 m ³ まで定額) 1,096円	家事用 以外	1～8m ³	—
			9～20m ³	156円
			21～50m ³	183円
			51～200m ³	251円
			201m ³ ～	275円

改定案の下水道使用料表

用途	基本料金	用途	従量料金 (1 m ³ あたりの料金)	
家事用	1,026円	家事用	1～8m ³	10円
			9m ³ ～	156円
家事用 以外	1,026円	家事用 以外	1～8m ³	10円
			9～20m ³	156円
			21～50m ³	183円
			51～200m ³	251円
			201m ³ ～	275円

VII 料金・使用料改定の影響額（1か月・税抜き）

家事用		水道料金				下水道使用料				合計			
使用水量		現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率
0m ³	基本料金	1,020円	860円	▲160円	▲15.69%	1,096円	1,026円	▲70円	▲6.39%	2,116円	1,886円	▲230円	▲10.87%
6m ³	高齢者1人世帯	1,020円	1,106円	+86円	+8.43%	1,096円	1,086円	▲10円	▲0.91%	2,116円	2,192円	+76円	+3.59%
8m ³	現行基本水量	1,020円	1,188円	+168円	+16.47%	1,096円	1,106円	+10円	+0.91%	2,116円	2,294円	+178円	+8.41%
12m ³	2人世帯	1,592円	1,852円	+260円	+16.33%	1,720円	1,730円	+10円	+0.58%	3,312円	3,582円	+270円	+8.15%
20m ³	4人世帯	2,736円	3,180円	+444円	+16.23%	2,968円	2,978円	+10円	+0.34%	5,704円	6,158円	+454円	+7.96%

※ 世帯人数別の使用水量は、モデルとして設定した目安の水量です。同じ世帯人数であっても使用の実態によって水量が異なります。

家事用以外		水道料金				下水道使用料				合計			
使用水量		現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率
200m ³	口径20mm	40,356円	46,050円	+5,694円	+14.11%	46,108円	46,118円	+10円	+0.02%	86,464円	92,168円	+5,704円	+6.60%
1,000m ³	口径50mm	221,156円	251,650円	+30,494円	+13.79%	266,108円	266,118円	+10円	+0.00%	487,264円	517,768円	+30,504円	+6.26%
5,000m ³	口径75mm	1,125,156円	1,280,110円	+154,954円	+13.77%	1,366,108円	1,366,118円	+10円	+0.00%	2,491,264円	2,646,228円	+154,964円	+6.22%

※ 使用水量は、それぞれ飲食業、宿泊施設、医療機関のモデルとして設定した目安の水量です。同じ業種であっても使用の実態によって水量が異なります。

下水道使用料は値上げのための見直しをしますが、少量使用者に配慮し、基本水量制を廃止するため、8m³以上の使用者は10円増となります。

VIII 市民参加の状況①（料金・使用料改定分）

(1) 水道・下水道事業についてのアンケート

アンケート調査の概要

調査方法

- 調査対象数 ①家庭用
旭川市民のうち18歳以上の男女3,000人
②事業者用
水道を契約している事業者のうち300件
- 抽出方法 ①住民基本台帳から地域別、性別、年齢層別
人口比率を考慮し無作為に抽出
②無作為に抽出
- 調査方法 調査票の郵送によるアンケート方式
- 調査期間 令和3年2月18日から令和3年3月26日まで

主な調査結果

●水道料金の見直しについて

必要最低限の料金値上げはやむを得ない
家庭用 : 69.8%
事業者用 : 69.8%

●優先して取り組むべきこと

老朽化した施設の計画的な更新
家庭用 : 56.2%
事業者用 : 55.2%

(2) 市民説明会

- 実施期間 6月28日から7月16日まで
- 実施箇所 市内16か所
- 参加人数 延べ128人
- 意見数 30件
- 主な意見（要約）
 - ・年金額が年々減少している。料金が上がると生活できなくなる。
 - ・30年以上料金を上げていない。上がるのは仕方がない。今値上げしなければ若い世代に負担をかける。

VIII 市民参加の状況②（料金・使用料改定分）

(3) 意見提出手続（パブリックコメント）

- 実施期間 6月25日から7月30日まで
- 提出件数 136件（個人127件 団体6件 匿名3件）
- 意見数 150件
- 内訳
 - 料金改定に賛成するもの 12件
 - 料金改定に反対するもの 67件
 - コロナ禍での配慮に関するもの 50件
 - その他 21件

○主な意見（要約）

- ・水事事業は独立採算となっているのである程度の値上げは水道施設更新のためには必要なことである。
- ・収入が増える見込みのない中での水道料金値上げは生活に不安を感じる。
- ・値上げ幅の平均改定率が14.9%というのは高すぎる。
- ・料金が上がらないよう様々な努力を続けてほしい。
- ・コロナ禍が市民生活を直撃している中で事情はどうあれ家計に負担を増加させる値上げはするべきではない。

(4) 各種団体との意見交換

- 実施期間 5月6日から8月2日まで
- 意見交換回数 13団体、延べ20回
- 実施方法 コロナ禍であることを考慮し、各団体の代表者や事務局など少人数で意見交換を実施した。

○主な意見（要約）

- ・施設の維持・更新などは必要なものと理解しており、料金改定はやむを得ない。
- ・コロナ禍で値上げすると反動が大きい。上げざるを得ないのであろうがタイミングについては少しでも配慮してほしい。

IX 上下水道事業審議会での審議状況（料金・使用料改定分）

①開催状況（水道料金・下水道使用料の見直しに係る審議分）

時期	内容
令和3年 2月 8日	令和2年度 第2回 諮問
令和3年 4月26日	令和3年度 第1回
令和3年 5月10日	令和3年度 第2回
令和3年 8月26日 から9月10日まで	令和3年度 第3回 （書面開催）
令和3年10月 1日	令和3年度 第4回
令和3年10月 8日	令和3年度 第5回
令和3年10月13日	答申

②答申の内容（抜粋）

水道料金の改定時期については、コロナ禍における市民生活や企業活動に配慮する必要があるものの、改定時期を延期することは将来への負担の先送りとなり、平均改定率がさらに増加することから、特に収入が定額である年金受給者等の負担をできる限り抑制する観点など総合的に勘案した結果、改定時期を令和4年4月とし、6月検針分から新料金を適用することはやむを得ないとする。

なお、コロナ禍の影響を受け水道料金・下水道使用料の支払いが困難な市民や事業者に対し、生活や経営状況などを丁寧に聞き取った上で、引き続き支払時期の猶予など必要な対応に努められたい。

水道料金の平均改定率については、配水管や施設の計画的な改修・更新などに最低限必要な資金を確保するため14.9%とすることは妥当である。

X 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和3年12月	令和3年第4回定例会において条例改正案の提出
令和4年4月	新料金施行（6月検針分から適用）

【参考資料】 料金・使用料改定の影響額（1か月・税込み）

家事用		水道料金				下水道使用料				合計			
使用水量		現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率
0m ³	基本料金	1,122円	946円	▲176円	▲15.69%	1,205円	1,128円	▲77円	▲6.39%	2,327円	2,074円	▲253円	▲10.87%
6m ³	高齢者1人世帯	1,122円	1,216円	+94円	+8.38%	1,205円	1,194円	▲11円	▲0.91%	2,327円	2,410円	+83円	+3.57%
8m ³	現行基本水量	1,122円	1,306円	+184円	+16.40%	1,205円	1,216円	+11円	+0.91%	2,327円	2,522円	+195円	+8.38%
12m ³	2人世帯	1,751円	2,037円	+286円	+16.33%	1,892円	1,903円	+11円	+0.58%	3,643円	3,940円	+297円	+8.15%
20m ³	4人世帯	3,009円	3,498円	+489円	+16.25%	3,264円	3,275円	+11円	+0.34%	6,273円	6,773円	+500円	+7.97%

※ 世帯人数別の使用水量は、モデルとして設定した目安の水量です。同じ世帯人数であっても使用の実態によって水量が異なります。

家事用以外		水道料金				下水道使用料				合計			
使用水量		現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率
200m ³	口径20mm	44,391円	50,655円	+6,264円	+14.11%	50,718円	50,729円	+11円	+0.02%	95,109円	101,384円	+6,275円	+6.60%
1,000m ³	口径50mm	243,271円	276,815円	+33,544円	+13.79%	292,718円	292,729円	+11円	+0.00%	535,989円	569,544円	+33,555円	+6.26%
5,000m ³	口径75mm	1,237,671円	1,408,121円	+170,450円	+13.77%	1,502,718円	1,502,729円	+11円	+0.00%	2,740,389円	2,910,850円	+170,461円	+6.22%

※ 使用水量は、それぞれ飲食業、宿泊施設、医療機関のモデルとして設定した目安の水量です。同じ業種であっても使用の実態によって水量が異なります。

関係例規等抜粋

旭川市民の消費生活を守り高める条例

(市民の意見を聴く会の開催)

第9条 公益的事業者が、その料金を変更しようとするときは、事前に市長に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を受けた場合、必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を求めて開き、消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の公益的事業者の範囲について定めるものとする。

旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則

(公益的事業者の通知事項)

第3条 条例第9条第1項の規定により公益的事業者が市長に通知する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請等の時期

(2) 料金を変更しようとする理由

(3) 変更しようとする料金の内容

2 条例第9条第3項の規定により市長は、公益的事業者の範囲を定めたときは、告示するものとする。

公益的事業者の範囲について

旭川市民の消費生活を守り高める条例（昭和50年旭川市条例第36号）第9条第3項及び旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則（昭和51年旭川市規則第27号）第3条第2項の規定に基づき公益的事業者の範囲を次のように定める。

1 公益的事業者の範囲

旭川市水道局

旭川電気軌道株式会社

道北バス株式会社